

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人統計センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

総務省独立行政法人評価委員会の業績評価の結果に応じ、理事長が役員報酬を増額し、又は減額することができることとしているが、平成24年度においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、減額支給措置を実施した。(実施期間:平成24年4月～平成26年3月)

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・俸給月額の減額(△9.77%)を行った。
- ・俸給月額に対する地域手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・期末特別手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・平成24年6月支給の期末特別手当の減額(平成23年4月～平成24年2月までの較差相当分△0.37%)を行った。

理事

- ・俸給月額の減額(△9.77%)を行った。
- ・俸給月額に対する地域手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・期末特別手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・平成24年6月支給の期末特別手当の減額(平成23年4月～平成24年2月までの較差相当分△0.37%)を行った。

理事(非常勤)

- ・非常勤役員手当の減額(日額で△3,400円)を行った。

監事(非常勤)

- ・非常勤役員手当の減額(日額で△3,400円)を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	16,900	10,654	4,157	1,917 (地域手当) 170 (通勤手当)			*
A理事	13,407	8,402	3,282	1,512 (地域手当) 209 (通勤手当)			
B理事	4,833	2,800	1,528	504 (地域手当)		7月31日	◇
C理事	8,501	5,601	1,749	1,008 (地域手当) 141 (通勤手当)	8月1日		◇
D理事 (非常勤)	1,890	1,890		()			
A監事 (非常勤)	1,795	1,795		()			
B監事 (非常勤)	2,646	2,646		()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:端数処理の関係上、総額と内訳が一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
A理事						該当者なし	
B理事						該当者なし	
A理事 (非常勤)						支給対象外	
A監事 (非常勤)						支給対象外	
B監事 (非常勤)						支給対象外	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に、職務の複雑、困難及び責任の度等に基づき俸給表に定める職務の級に格付し管理するとともに、中期計画に沿って業務の効率化を図り、職員の弾力的かつ効率的な配置を行うこと等により、職員数及び人件費の適正な管理を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し、特定独立行政法人として適正な給与水準を定める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法については、昇給制度及び勤勉手当の趣旨に則り、人事評価制度の業績評価等を踏まえつつ職員の勤務成績がより一層的確に反映されるように運用する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	昇給の区分を5段階(A~E)設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇給を実施。
賞与:勤勉手当(査定分)	直近の業績評価の結果を踏まえつつ職員の勤務成績に応じ、135/100(特定幹部職員にあっては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し支給。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を実施した。

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月~平成26年3月
- ・常勤役員の俸給月額の減額(△9.77%)を行った。
- ・非常勤役員手当の減額(日額で△3,400円)を行った。
- ・役員の俸給月額に対する地域手当の減額(△9.77%)を行った。
- ・期末特別手当の減額(△9.77%)を行った。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月~平成26年3月
- ・俸給月額の減額(1~2級:△4.77%,3~6級:△7.77%,7級以上:△9.77%)を行った。
- ・職責手当の減額(区分Ⅰ~Ⅲ種:△10.0%)を行った。
- ・俸給月額に対する地域手当の減額(1~2級:△4.77%,3~6級:△7.77%,7級以上:△9.77%)及び職責手当(区分Ⅰ~Ⅲ種)に対する地域手当の減額(△10.0%)を行った。
- ・期末手当及び勤勉手当の減額(△9.77%)を行った。

(人事院勧告に係る改定について)

- ・平成24年6月支給の期末特別手当及び期末手当の減額(平成23年4月~平成24年2月までの較差相当分△0.37%)を行った。

また、国家公務員の給与改定を踏まえた職員給与の改定を平成24年12月より実施した。

- ・50歳台における官民の給与差に対応するため、昇格時号俸対応表の改正を行った。

(平成25年1月期適用)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 537	歳 41.2	千円 5,724	千円 4,383	千円 206	千円 1,341
事務・技術	人 533	歳 41.1	千円 5,726	千円 4,384	千円 206	千円 1,342
技能職種	人 4	歳 49.8	千円 5,503	千円 4,325	千円 223	千円 1,178

任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 16	歳 62.8	千円 4,375	千円 3,746	千円 181	千円 629
事務・技術	人 16	歳 62.8	千円 4,375	千円 3,746	千円 181	千円 629

非常勤職員	人 21	歳 44.4	千円 2,568	千円 2,133	千円 192	千円 435
事務・技術	人 21	歳 44.4	千円 2,568	千円 2,133	千円 192	千円 435

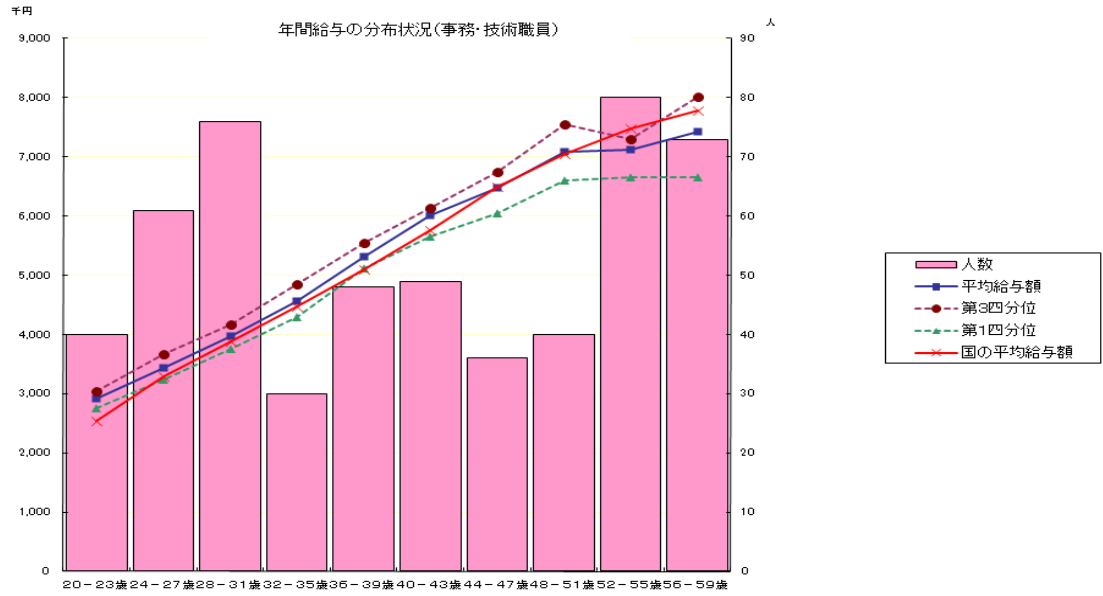
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「在外職員」については該当する職員がないため表を記載していない。

注3:「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)及び「教育職種(高等専門学校教員)」については該当する職員がないため欄を記載していない。

注4:任期付職員については、2人以下のため数値を記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位						
・本部部長	4	59.3	-	9,656	-	
・本部課長	19	54.8	8,661	8,928	9,365	
・本部課長補佐	94	54.6	7,107	7,395	7,868	
・本部係長	237	44.9	5,329	5,910	6,596	
・本部係員	179	27.2	3,145	3,565	3,926	

注:本部部長については、該当者が4名のため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長・課長	課長	課長代理	課長代理	係長	係長	係員	係員
人員(割)	533	6 (1.1%)	12 (2.3%)	29 (5.4%)	70 (13.1%)	91 (17.1%)	146 (27.4%)	80 (15.0%)	99 (18.6%)
年齢(最高～最低)		59～43	57～42	59～48	59～43	59～41	59～29	42～27	31～21
所定内給与年額(最高～最低)		7,548～ 6,669	7,404～ 6,567	6,750～ 5,521	6,169～ 4,923	6,062～ 4,471	4,943～ 2,906	3,731～ 2,574	3,040～ 2,022
年間給与額(最高～最低)		10,322～ 8,936	9,924～ 8,661	8,953～ 7,263	8,129～ 6,555	8,055～ 5,965	6,477～ 3,808	4,771～ 3,395	3,948～ 2,637

④ 賞与(平24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 60.9	% 59.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 39.1	% 40.6
	最高～最低	% 49.9～32.1	% 45.2～30.9	% 46.3～32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 66.4	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.8	% 33.6	% 35.1
	最高～最低	% 41.7～32.1	% 37.8～29.3	% 39.6～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

100.1

対他法人(事務・技術職員)

94.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 100.1	
	参考	地域勘案 88.4
		学歴勘案 101.8
		地域・学歴勘案 91.7
支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合	46.4% (平成24年度決算ベース)	
管理職の割合	3.5% (平成25年4月1日時点)	
大卒以上の高学歴者の割合	19.7% (平成25年4月1日時点)	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 地域勘案の対国家公務員指数が88.4であることから、当法人の所在地が東京都新宿区(特別区)であり、地域手当支給割合が国と比較して高いことが影響している。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 90.8% (国からの財政支出額 8,846百万円、支出予算の総額 9,737百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 統計センターは特定独立行政法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、給与規程は国の「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠した給与体系としており、職員の給与水準については適切であると考えます。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
	【検証結果】 該当なし	
講ずる措置	<平成25年度に見込まれる対国家公務員指数>	
	・年齢勘案	100.0
	・年齢・地域・学歴勘案	91.7
	<具体的な改善策>	
今後も給与法に準拠し、引き続き国と同水準の給与水準の維持に努めていく。		
<給与水準是正の目標水準>		
・年齢勘案	100.0	
・年齢・地域・学歴勘案	91.7	
<目標期限>		
平成25年度		

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度) 千円	前年度 (平成23年 度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平 成20年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,578,061	5,020,608	△ 442,547 (△8.8)	△ 833,127 (△15.4)
退職手当支給額 (B)	1,165,835	838,974	326,861 (39.0)	126,954 (12.2)
非常勤役職員等給与 (C)	847,997	920,263	△ 72,266 (△7.9)	602,120 (244.9)
福利厚生費 (D)	668,068	676,861	△ 8,793 (△1.3)	33,921 (5.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,259,961	7,456,706	△ 196,745 (△2.6)	△ 70,132 (△1.0)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額は、対前年度比8.8%減少しているが、主な要因は、常勤職員の合理化減によるもの及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した減額支給措置を講じたことによるものである。このうち減額支給措置による削減額は352,308千円(対前年度比7.0%減)であった。
- ・退職手当支給額は、対前年度比39.0%増加しているが、主な要因は、定年退職者が増加したことによるものである。なお、国家公務員の退職手当の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)の適用を受け、削減額は55,289千円(対前年度比6.6%減)となった。
- ・非常勤役職員等給与は、対前年度比7.9%減少しているが、主な要因は、任期満了の期間業務職員が大量に発生したことによるものである。
- ・福利厚生費は、対前年度比1.3%減少しているが、主な要因は、上記理由による期間業務職員の減少に伴う社会保険料の事業者負担分の減少等によるものである。
- ・最広義人件費は、対前年度比2.6%減少しているが、主な要因は、特例法に基づく減額支給措置を講じたことによるもの及び任期満了の期間業務職員が大量に発生したことによるものである。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく「国家公務員退職手当法」(昭和28年法律第182号)一部改正の内容を踏まえ、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

(役員について)

- ・退職手当の支給水準を引き下げるため、「独立行政法人統計センター役員退職手当支給規程」(統計センター規程第18号)の改正(平成24年12月28日)を実施した。

概要: 役員の退職手当について、算出額に以下の割合を乗じた額に段階的に引き下げる。

平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100

平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100

平成26年7月1日以降 87/100